

用 語 の 説 明

◎人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

◎年齢

年齢は、令和 2 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、令和 2 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としている。

◎配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

- 未婚 まだ結婚したことのない人
- 有配偶 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 妻又は夫と離別して独身の人

◎世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

○一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

○施設等の世帯

「施設等の世帯」の世帯の単位は、下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

◎世帯主・世帯人員

○世帯主 国勢調査においては、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

○世帯人員 世帯を構成する各人(世帯員)の数。

◎世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

○親族のみの世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

○非親族を含む世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

○単独世帯 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯についてはその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

①夫婦と夫の両親から成る世帯

②夫婦と妻の両親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

①夫婦と夫のひとり親から成る世帯

②夫婦と妻のひとり親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

①夫婦、子供と夫の両親から成る世帯

②夫婦、子供と妻の両親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

①夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯

②夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯

①夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

②夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

①夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

②夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない世帯

◎3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代で構成する世帯は含まない。

◎母子世帯・父子世帯

○母子世帯 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

○父子世帯 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

○母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯

◎高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

○高齢単身世帯 65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

○高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

◎住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

○住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。)。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

○住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

◎住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

○主世帯 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

(1)持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

(2)公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。

(3)都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。

(4)民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

(5)給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

○間借り 他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合。

◎住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

- 一戸建 1 建物が 1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
- 長屋建 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」も含む。
- 共同住宅 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。また、建物の階数により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に区分している。
- その他 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

◎人口集中地区（「DID」=Densely Inhabited Districts）

○人口集中地区 令和 2 年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定している。

- (1) 令和 2 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km² 当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が令和 2 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表すという観点から、基本単位区に公共施設、産業施設、社会施設等がある場合、それらの施設の面積を除いた残りの区域や隣接する単位区の状況によっては人口集中地区に含める。

○人口集中地区符号

同一市町村に 2 か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・の符号でそれぞれ人口集中地区を表示している。

◎労働力状態

「労働力状態」は、15 歳以上の人について、令和 2 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。

○労働力人口 就業者と完全失業者を合わせた人

(1)就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む)を伴う仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。

②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合。

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

- ・主に仕事 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合。
- ・家事のほか仕事 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合。
- ・通学のかたわら仕事 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
- ・休業者 上記①または②に該当する場合

(2)完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

○非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

- (1)家事 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合。
- (2)通学 主に通学していた場合。ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含むが、幼稚園、保育園(保育所)又は認定こども園は含まない。
- (3)その他 上のどの区分にも当てはまらない場合(乳幼児、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった人など)

◎従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

○雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

- (1)正規の職員・従業員 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
- (2)労働者派遣事業所の派遣社員 労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

(3)パート・アルバイト・その他

①就業の時間や日時に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」、又はそれらに近い名称で呼ばれている人

②専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

○役員 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

○雇人のある業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

○雇人のない業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

○家族従業者 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

○家庭内職者 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

◎産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類)。

令和2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類となっている。

《注意点》

(1)仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の種類によっている。

(2)労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な仕事の種類によって分類している。

(3)産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

第1次産業	A農業、林業 B漁業
第2次産業	C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業
第3次産業	F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業(他に分類されないもの) S公務(他に分類されるものを除く)

なお、産業大分類のうち、「T分類不能の産業」については、上記の3部門には含まない。

◎職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう。なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

令和2年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

◎従業地・通学地

「従業地、通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分している。

○自市区町村で従業・通学 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人。

(1) 自宅 従業地が自宅である場合。

(2) 自宅外 従業・通学先が常住地と同じ市区町村にある場合。

○他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。 いわゆるその市区町村からの流出人口を示す。

(1) 県内他市区町村 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合。

(2) 他県 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合。

◎夜間人口と昼間人口

○常住地による人口(夜間人口) 調査時に当該地域に常住している人口

○従業地・通学地による人口(昼間人口) 従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口

(昼間人口の算出方法) $\text{昼間人口} = \text{夜間人口} - \text{流出人口} + \text{流入人口}$

◎数値の見方

割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出している。